

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」改定案

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

総務省は、平成 13 年 11 月、公正取引委員会と共同して、電気通信事業分野における競争を促進する観点から、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）及び独占禁止法（昭和 22 年法律第 54 号）に関するそれぞれの基本的考え方及び問題行為等を規定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（以下「共同ガイドライン」といいます。）を策定・公表しており、その後、累次改定してきています。

総務省では、通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎた囲い込みの禁止等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」といいます。）により講じた措置の効果、モバイル市場に与えた影響等について、「競争ルールの検証に関するWG」において評価・検証を行ってきており、本年 9 月 22 日には「競争ルールの検証に関する報告書 2022」を公表しました。

また、公正取引委員会では、改正法施行後の携帯電話市場の競争状況を把握し、競争政策上の問題を解決するため、平成 30 年 6 月に実施した「携帯電話市場における競争政策上の課題について」の実態調査報告書のフォローアップ調査を行い、令和 3 年 6 月 10 日に報告書を公表しました。

総務省及び公正取引委員会では、これらを踏まえ、別添のとおり共同ガイドラインの改定案を作成しましたので、これに対する意見募集を行います。

### 3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-Gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄並びに総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄及び公正取引委員会のホームページ（<https://www.jftc.go.jp/>）に掲載に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

### 4 意見の提出方法

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課又は公正取引委員会事務総局経済取引局調整課のいずれかに意見を提出していただければ、もう一方にも連絡いたします。）

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意

見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： tariff-policy-div.data\_atmark.ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛て

又は、

電子メールアドレス： tsushing12001\_atmark.jftc.go.jp

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課パブリックコメント担当 宛て

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

※メール件名は「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針改定案に対する意見募集」としてください。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛て

又は、

〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課

パブリックコメント担当 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号： 03-5253-5848

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛て

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

## 5 意見提出期間

令和4年11月5日（土）から同年12月5日（月）まで（必着）

## 6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

## 連絡先窓口

総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

担当：望月課長補佐、小栗係長、安部（綾）官、安部（亨）官

電話：03-5253-5844（直通）

FAX：03-5253-5848

電子メールアドレス：tariff-policy-div.data\_atmark\_ml.soumu.go.jp

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課 パブリックコメント担当

電話 03-3581-5483（直通）

電子メールアドレス：tsushing12001\_atmark\_jftc.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

意 見 書

令和 4 年      月      日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 宛て  
公正取引委員会事務総局経済取引局調整課  
パブリックコメント担当 宛て  
(いずれか一方の宛先に提出してください。)

郵便番号  
(ふりがな)  
住所(所在地)  
(ふりがな)  
氏名(法人又は団体名等)(注1)  
電話番号  
電子メールアドレス

「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

- 注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。
- 注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

| 該当箇所 | 御意見 |
|------|-----|
|      |     |